

平成25年度の国民年金保険料免除制度のご案内

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な方のために、保険料が免除または納付が猶予される制度があります。

申請時期 平成25年度（平成25年7月から平成26年6月分）の申請は平成25年7月1日から平成26年7月31日までに行ってください。

必要なもの 年金手帳、印鑑をお持ちください。申請をすると、平成25年度（平成24年中）の所得に応じて保険料の支払いが免除、又は猶予されます。

特定の条件を除いて毎年申請が必要です。

なお、7月中は平成24年度（平成24年7月から平成25年6月分）の未納期間についても申請することができます。あわせてご相談ください。

国民年金保険料が未納のままだと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などが受給できなくなる場合があります。そうならないためにも、この制度をご利用ください。

●免除等の種類

| 免除の種類 | 受給資格期間※1 | 年金額※3 | |
|-----------|----------|------------------------|------------------------|
| 全額免除 | ○ | 1/2が反映(平成21年3月分までは1/3) | |
| 一部免除 | 3/4免除 | ○※2 | 5/8が反映(平成21年3月分までは1/2) |
| | 半額免除 | ○※2 | 3/4が反映(平成21年3月分までは2/3) |
| | 1/4免除 | ○※2 | 7/8が反映(平成21年3月分までは5/6) |
| 若年者納付猶予※4 | ○ | 反映されない | |

※1 受給資格期間とは、年金を受給するために必要な期間をいいます。年金を受給するためには、保険料を納付した期間と保険料の納付免除が認められた期間の合計が25年以上必要です。

※2 保険料の一部を納付した場合に算入されます。一定期間に納付しなかった場合は未納期間となります。

※3 免除又は猶予を受けた期間について保険料の追納（後から払う）を行わなかった場合の年金額への反映割合。免除又は猶予されていた金額について追納した場合は、納付した場合と同様の計算となります。なお、追納は免除期間から10年以内に行う必要があり、免除を受けた年度の翌々年度を過ぎて追納する場合は、当時の保険料に一定割合の金額が加算されます。年金額への反映割合は現在国で検討中となっており、変更される場合があります。

※4 30歳未満の方が対象となります。

●免除・猶予となる所得基準額

本人、配偶者、世帯主の所得がそれぞれ下表の金額以下の時に該当となります（納付猶予は本人と配偶者の所得）。

| 免除の種類 | 算定方法 | |
|---------|-------------------------|-----------------------|
| 全額免除 | (扶養親族数+1) × 35万円 + 22万円 | |
| 一部免除 | 3/4免除 | 78万円 + 扶養親族数 × 38万円* |
| | 半額免除 | 118万円 + 扶養親族数 × 38万円* |
| | 1/4免除 | 158万円 + 扶養親族数 × 38万円* |
| 若年者納付猶予 | (扶養親族数+1) × 35万円 + 22万円 | |

一部免除では社会保険料が左表算定方法の金額に加算されます。

※老人扶養であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。

●その他の制度について

・退職による特例

退職した場合には、退職した本人のみの所得をゼロと判定する特例があります。手続きには雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証、年金手帳、印鑑が必要です。雇用保険に加入していない場合も、その他の書類を添付することで退職の特例を受けることが可能ですのでご相談ください。ただし、退職による特例は退職日の翌日(喪失日)が属する年度(4月から翌年3月を1年度とします)を含めた2年度内の申請に限り受けることができます。

・学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます（半額免除と同じ所得基準額）。猶予を受けた期間の保険料については、追納をしない場合は年金額に反映されませんが、受給資格期間の計算には含まれます。学生納付特例の対象校に在籍する場合、他の免除制度を利用することはできません。
毎年申請が必要。申請には学生証又は在学証明書、印鑑が必要です。（申請は4月から翌年4月の間に行う必要があります。）

【問合せ先】 保険課医療年金グループ ☎240-7113

はい！どうぞ

ゆずる気持ちに

いい笑顔

7月20日(土)～8月20日(火)は夏の交通事故防止県民運動期間です。

夏休みには、屋外での活動や家族旅行等のレジャーの機会が増え、子どもの死傷事故が例年増加します。

運転者は、子どもや高齢者を見かけたらその行動に十分注意し、減速・徐行・一時停止するなど思いやり運転に努めましょう。

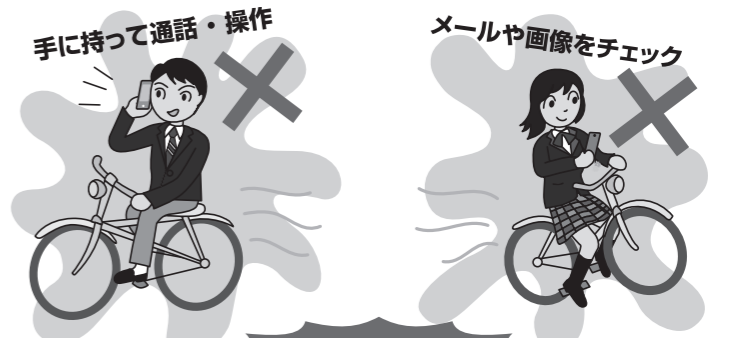
【問合せ先】

みどり環境課

☎240-7135

道路交通法施行細則一部改正

7月1日より、自転車運転時の下記の行為は違反となります。



すべて違反です！

罰則は
5万円以下
の罰金



茨城町文化的施設建設検討委員会委員（順不同・敬称略）

| 氏名 | 所属 |
|------------|-----------------------------|
| 小貫 和通 | 茨城町議会議長 |
| 長谷川 重幸 | 茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長 |
| 海老澤 忠 | 茨城町議会教育民生常任委員会委員長 |
| 佐藤 方彦（委員長） | 茨城町区長会会長 |
| 山面 忠（副委員長） | 茨城町商工会会長 |
| 飯田 健 | 茨城町教育委員長 |
| 大山 圓治 | 茨城町公民館運営審議会委員長 |
| 中村 史朗 | 茨城町文化協会会長 |
| 山口 恒巳 | 茨城町青少年相談員連絡協議会会長 |
| 米川 明宏 | 茨城町PTA連絡協議会評議員 |
| 美野田 龍敬 | 茨城町商工会青年部顧問 |
| 照沼 一美 | 茨城町社会教育委員会議長 |
| 清水 操 | 茨城町高齢者クラブ連合会会長 |
| 安島 せつ子 | 茨城町生活改善クラブ連合会会長 |
| 河野 昭夫 | 茨城町ボランティアの会会長 |
| 阿部 真也 | 公益財団法人いばらき文化振興財団理事 |
| 坂井 知志 | 常磐大学 コミュニティ振興学部コミュニティ文化学科教授 |
| 長洲 勝也 | 茨城県立県民文化センター サービス課課長 |
| 青野 勉 | 茨城町身体障害者福祉協議会副会長 |
| 野原 美奈子 | フェアリーキッズ代表 |

茨城町立中央公民館は、東日本大震災により被災し、現在も休館しています。このため、昨年度、茨城町文化的施設整備方針検討委員会を設置し、6回にわたる審議を経て、本年2月に文化的施設整備基本方針を策定しました。この基本方針を踏まえ、6月4日に、茨城町役場において、第1回茨城町文化的施設建設検討委員会が開催され、

文化的施設整備に係る基本設計を諮問 第1回茨城町文化的施設建設検討委員会を開催

小林宣夫町長から委員の方々に対する委嘱状交付と佐藤方彦委員長へ茨城町文化的施設整備に係る基本設計の諮問が行われました。この委員会において、施設整備に向けたより具体的な検討を行い、基本設計を本年度中に策定する予定です。

【問合せ先】 都市建設課
☎(240) 7115